

令和 6 年度 第 1 回中頓別町・浜頓別町地域公共交通活性化協議会

次 第

日時：令和 6 年 5 月 2 8 日（火） 1 3 : 3 0 ~

場所：中頓別町役場大会議室

1. 開会

2. 会長あいさつ

3. 報告

（1）令和 5 年度事業報告 資料 1

（2）令和 5 年度収支決算報告 資料 2

（3）令和 5 年度会計監査報告 資料 3

（4）令和 6 年度会長専決報告 資料 4

4. 議事

（1）令和 6 年度事業計画（案） 資料 5

（2）令和 6 年度収支予算（案） 資料 6

（3）中頓別町・浜頓別町地域公共交通計画の変更について 資料 7

5. 情報提供

6. 閉会

【令和 5 年度事業報告】

(1) 協議会開催状況

・令和 5 年 5 月 17 日

令和 5 年度第 1 回中頓別町・浜頓別町地域公共交通活性化協議会

主な協議内容

- ・令和 4 年度事業報告、収支決算報告、会計監査報告
- ・令和 5 年度事業計画（案）、収支予算（案）
- ・中頓別町・浜頓別町地域公共交通計画（案）
- ・デマンドバス（中頓別浜頓別線）の運行について

(2) デマンドバス（中頓別浜頓別線）の運行状況

実証運行：令和 5 年 8 月 1 日～令和 5 年 9 月 30 日

本格運行：令和 5 年 10 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日

図表 1 時刻表

下り（音威子府→浜頓別）					上り（浜頓別→音威子府）		
停 留 所 名		時刻（目安）			停 留 所 名		時刻（目安）
		1便	2便	3便			1便
◎	音威子府	11:00	14:20	16:10	◎	浜頓別ターミナル	13:25
	上音威子府	11:12	14:32	16:22	◎	浜頓別高校	13:27
	小頓別	11:21	14:41	16:31	◎	農試住宅前	13:28
	上頓別	11:27	14:47	16:37		下頓別	13:38
	敏音知	11:35	14:55	16:45	◎	旭台団地前	13:49
	松音知	11:44	15:04	16:54	◎	中頓別ターミナル	13:51
	天北厚生園前	11:52	15:12	17:02	◎	本通り	13:52
◎	中頓別長寿園前	11:53	15:13	17:03	◎	中頓別長寿園前	13:53
◎	本通り	11:54	15:14	17:04		天北厚生園前	13:54
◎	中頓別ターミナル	11:55	15:15	17:05		松音知	14:02
◎	旭台団地前	11:57	15:17	17:07		敏音知	14:11
	下頓別	12:08	15:28	17:18		上頓別	14:19
◎	農試住宅前	12:18	15:38	17:28		小頓別	14:25
◎	浜頓別高校	12:19	15:39	17:29		上音威子府	14:34
◎	浜頓別ターミナル	12:21	15:41	17:31	◎	音威子府	14:46

※「◎」：停留所 「|」：フリー乗降区間

図表 2 運賃 (円)

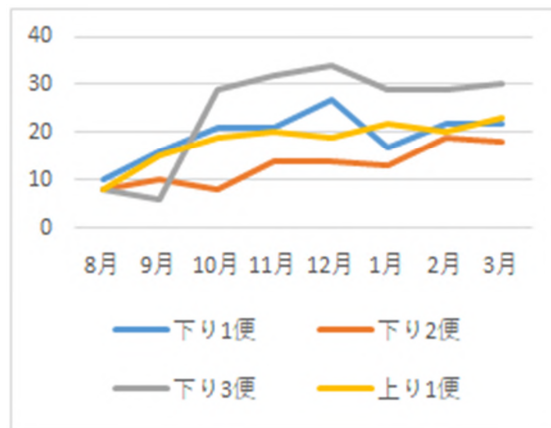
基本運賃							浜頓別
						下頓別	300
					中頓別	200	500
				松音知	300	500	800
			敏音知	200	500	700	1000
		上頓別	100	300	600	800	1100
	小頓別	200	300	500	800	1000	1300
音威子府	200	400	500	700	1000	1200	1500

(円)

割引運賃				
障がい者 割引	小児割引 (就学前)	都市間バス 乗継往復割引		
		名寄	旭川	札幌
半額	半額	半額	半額	無料

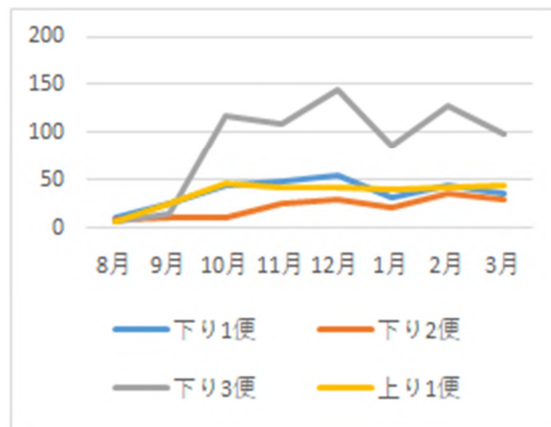
図表 3 運行回数 (回)

	下り1便	下り2便	下り3便	上り1便	月合計
8月	10	8	8	8	34
9月	16	10	6	15	47
10月	21	8	29	19	77
11月	21	14	32	20	87
12月	27	14	34	19	94
1月	17	13	29	22	81
2月	22	19	29	20	90
3月	22	18	30	23	93
便合計	156	104	197	146	603



図表 4 便ごとの乗車人数 (人)

	下り1便	下り2便	下り3便	上り1便	月合計
8月	12	10	8	8	38
9月	26	11	15	25	77
10月	44	12	117	46	219
11月	48	25	110	43	226
12月	55	31	145	42	273
1月	32	21	86	41	180
2月	45	36	128	42	251
3月	37	30	99	44	210
便合計	299	176	708	291	1,474



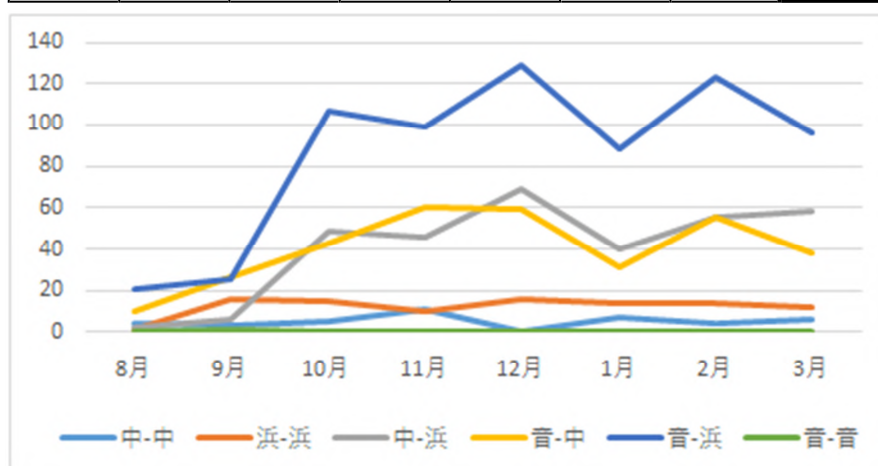
図表 5 運行時間と距離、売上

	出庫→入庫		実運行時間		売上 (円)
	時間	km	時間	km	
8月	25:38	2,899	24:17	1,201	36,100
9月	94:35	3,413	41:09	1,828	51,900
10月	193:20	6,970	82:29	4,282	142,700
11月	192:47	7,302	85:46	4,307	144,200
12月	265:08	8,348	107:33	4,990	165,800
1月	210:24	6,890	83:34	4,015	123,100
2月	246:21	7,993	93:37	4,693	171,200
3月	230:09	7,338	84:36	4,227	140,900
計	1458:22	51,153	603:01	29,543	975,900

※実証運行期間の8月、9月は一部途中からの集計であるため参考値

図表 6 区間ごとの乗車人数 (人)

	中-中	浜-浜	中-浜	音-中	音-浜	音-音	月合計
8月	4	1	2	10	21	0	38
9月	3	16	6	26	25	1	77
10月	5	15	49	43	107	0	219
11月	11	10	46	60	99	0	226
12月	0	16	69	59	129	0	273
1月	7	14	40	31	88	0	180
2月	4	14	55	55	123	0	251
3月	6	12	58	38	96	0	210
区間合計	40	98	325	322	688	1	1,474



(3) 地域公共交通計画の指標と目標値

成果指標：新たな運行体系による公共交通（浜頓別町・音威子府村間）の利用者数（人/年）

R4 (策定時)	R5	R6	R7	R8	R9 (目標値)
0	1,474 (※)	-	-	-	1,400

※ 実証運行及び本格運行に係る 8 か月間

成果指標：公共交通への公的資金投入額（百万円/年）

R4 (策定時)	R5	R6	R7	R8	R9 (目標値)
47.9	39.5 (※)	-	-	-	15.0

※ 天北宗谷岬線補助額（2 町）33.3 百万円＋デマンドバス経費 6.2 百万円

(4) 広報等の状況

・住民説明会

中頓別町

- ・中頓別町役場（7 月 14 日、20 日、26 日 参加者 8 名）
- ・小頓別多目的集会施設（7 月 21 日 参加者 5 名）
- ・敏音知コミュニティセンター（7 月 24 日 参加者 1 名）

浜頓別町

- ・浜頓別町役場（7 月 12 日、19 日 参加者 3 名）
- ・下頓別地区（7 月 20 日 参加者 8 名）

問い合わせ先

中頓別町役場政策推進課 ☎ 01634-8-7671	 中頓別町  浜頓別町 Town of Sorachi	浜頓別町役場総務課 ☎ 01634-2-2345
-------------------------------	--	-----------------------------

デマンドバス

中環別浜渡別線

時刻表

上環別浜渡別線

種別	1号車	2号車	3号車
●小環別ターミナル	11:00	14:20	16:10
●小環別	11:21	14:41	16:31
●上環別	11:27	14:47	16:37
●中環別	11:35	14:55	16:45
●中環別	11:44	15:04	16:54
●北環別	11:52	15:12	17:02
●南環別	11:53	15:13	17:03
●中環別ターミナル	11:54	15:14	17:04
●中環別	11:55	15:15	17:05
●南環別	11:57	15:17	17:07
●下環別	12:08	15:28	17:18
●南環別	12:16	15:36	17:26
●中環別ターミナル	12:19	15:39	17:29
●南環別	12:21	15:41	17:31

中環別浜渡別線

種別	1号車	2号車	3号車
●小環別ターミナル	12:25	15:45	17:35
●小環別	12:27	15:47	17:37
●上環別	12:28	15:48	17:38
●中環別	12:29	15:49	17:39
●中環別ターミナル	12:31	15:51	17:41
●中環別	12:32	15:52	17:42
●下環別	12:33	15:53	17:43
●南環別	12:34	15:54	17:44
●中環別	12:35	15:55	17:45
●北環別	12:36	15:56	17:46
●南環別	12:37	15:57	17:47
●中環別ターミナル	12:39	15:59	17:49
●中環別	12:40	16:00	17:50
●南環別	12:41	16:01	17:51
●中環別	12:42	16:02	17:52
●北環別	12:43	16:03	17:53
●南環別	12:44	16:04	17:54

運行できる場所

→ 1号車はルートAの好きな地点から乗車可能です。
→ 2号車は1号車に引き続き乗車できる乗客に限り乗ります。
それ以外の乗客は、乗車前から申し込まなければなりません。

●乗車する位置は変わりありません

降車できる場所

降車するルートAで定められたどこでも降りることができ、乗客は降車位置と目的地を乗客に知らせます。

運行経路

運行経路はあくまでも目安であり、乗客の乗降に応じて変更されます。

※1号車は、「デマンドバス1号車（1号）」から乗客の乗降位置、2号車は1号車の乗降位置、3号車は2号車の乗降位置、4号車は3号車の乗降位置、5号車は4号車の乗降位置、6号車は5号車の乗降位置、7号車は6号車の乗降位置、8号車は7号車の乗降位置、9号車は8号車の乗降位置、10号車は9号車の乗降位置、11号車は10号車の乗降位置、12号車は11号車の乗降位置、13号車は12号車の乗降位置、14号車は13号車の乗降位置、15号車は14号車の乗降位置、16号車は15号車の乗降位置、17号車は16号車の乗降位置、18号車は17号車の乗降位置、19号車は18号車の乗降位置、20号車は19号車の乗降位置、21号車は20号車の乗降位置、22号車は21号車の乗降位置、23号車は22号車の乗降位置、24号車は23号車の乗降位置、25号車は24号車の乗降位置、26号車は25号車の乗降位置、27号車は26号車の乗降位置、28号車は27号車の乗降位置、29号車は28号車の乗降位置、30号車は29号車の乗降位置、31号車は30号車の乗降位置、32号車は31号車の乗降位置、33号車は32号車の乗降位置、34号車は33号車の乗降位置、35号車は34号車の乗降位置、36号車は35号車の乗降位置、37号車は36号車の乗降位置、38号車は37号車の乗降位置、39号車は38号車の乗降位置、40号車は39号車の乗降位置、41号車は40号車の乗降位置、42号車は41号車の乗降位置、43号車は42号車の乗降位置、44号車は43号車の乗降位置、45号車は44号車の乗降位置、46号車は45号車の乗降位置、47号車は46号車の乗降位置、48号車は47号車の乗降位置、49号車は48号車の乗降位置、50号車は49号車の乗降位置、51号車は50号車の乗降位置、52号車は51号車の乗降位置、53号車は52号車の乗降位置、54号車は53号車の乗降位置、55号車は54号車の乗降位置、56号車は55号車の乗降位置、57号車は56号車の乗降位置、58号車は57号車の乗降位置、59号車は58号車の乗降位置、60号車は59号車の乗降位置、61号車は60号車の乗降位置、62号車は61号車の乗降位置、63号車は62号車の乗降位置、64号車は63号車の乗降位置、65号車は64号車の乗降位置、66号車は65号車の乗降位置、67号車は66号車の乗降位置、68号車は67号車の乗降位置、69号車は68号車の乗降位置、70号車は69号車の乗降位置、71号車は70号車の乗降位置、72号車は71号車の乗降位置、73号車は72号車の乗降位置、74号車は73号車の乗降位置、75号車は74号車の乗降位置、76号車は75号車の乗降位置、77号車は76号車の乗降位置、78号車は77号車の乗降位置、79号車は78号車の乗降位置、80号車は79号車の乗降位置、81号車は80号車の乗降位置、82号車は81号車の乗降位置、83号車は82号車の乗降位置、84号車は83号車の乗降位置、85号車は84号車の乗降位置、86号車は85号車の乗降位置、87号車は86号車の乗降位置、88号車は87号車の乗降位置、89号車は88号車の乗降位置、90号車は89号車の乗降位置、91号車は90号車の乗降位置、92号車は91号車の乗降位置、93号車は92号車の乗降位置、94号車は93号車の乗降位置、95号車は94号車の乗降位置、96号車は95号車の乗降位置、97号車は96号車の乗降位置、98号車は97号車の乗降位置、99号車は98号車の乗降位置、100号車は99号車の乗降位置、101号車は100号車の乗降位置、102号車は101号車の乗降位置、103号車は102号車の乗降位置、104号車は103号車の乗降位置、105号車は104号車の乗降位置、106号車は105号車の乗降位置、107号車は106号車の乗降位置、108号車は107号車の乗降位置、109号車は108号車の乗降位置、110号車は109号車の乗降位置、111号車は110号車の乗降位置、112号車は111号車の乗降位置、113号車は112号車の乗降位置、114号車は113号車の乗降位置、115号車は114号車の乗降位置、116号車は115号車の乗降位置、117号車は116号車の乗降位置、118号車は117号車の乗降位置、119号車は118号車の乗降位置、120号車は119号車の乗降位置、121号車は120号車の乗降位置、122号車は121号車の乗降位置、123号車は122号車の乗降位置、124号車は123号車の乗降位置、125号車は124号車の乗降位置、126号車は125号車の乗降位置、127号車は126号車の乗降位置、128号車は127号車の乗降位置、129号車は128号車の乗降位置、130号車は129号車の乗降位置、131号車は130号車の乗降位置、132号車は131号車の乗降位置、133号車は132号車の乗降位置、134号車は133号車の乗降位置、135号車は134号車の乗降位置、136号車は135号車の乗降位置、137号車は136号車の乗降位置、138号車は137号車の乗降位置、139号車は138号車の乗降位置、140号車は139号車の乗降位置、141号車は140号車の乗降位置、142号車は141号車の乗降位置、143号車

[illegible]

資料 2

【令和 5 年度収支決算報告】

(収入の部)

(単位:円)

項目	R5 予算額	R5 決算額	差額	備考
負担金	188,000	188,000	50,000	負担金 各町 94,000 円
補助金	0	0	0	
繰越金	89,530	89,530	0	
諸収入	470	1	△ 469	
合計	278,000	277,531	49,531	

(支出の部)

項目	R5 予算額	R5 決算額	差額	備考
会議費	61,000	25,250	△ 35,750	委員報酬、費用弁償、旅行傷害共済掛金
事務費	21,000	15,566	△ 5,434	口座振込手数料
事業費	186,000	0	△ 186,000	
予備費	10,000	0	△ 10,000	
諸支出金	0	0	0	
合計	278,000	40,816	△ 237,184	

収入計	支出計	次年度繰越
277,531	40,816	236,715

会計監査報告

中頓別町・浜頓別町地域公共交通活性化協議会
会長 遠藤 義一 様

監査 中頓別町社会福祉協議会
会長 丸山 博光 ⑩

監査 浜頓別町社会福祉協議会
会長 横山 豊広 ⑩

令和5年度の本会の会計監査の結果を、次のとおり報告します。

記

- 1 監査年月日 令和6年 月 日（中頓別町社会福祉協議会）
令和6年 月 日（浜頓別町社会福祉協議会）
- 2 監査事項 収入支出伝票、領収書、預金通帳の確認
- 3 監査結果 伝票、証拠書類等を照合の結果、適正と認める。

専決処分書

下記のとおり専決処分する。

令和6年5月8日

中頓別町・浜頓別町地域公共交通活性化協議会

会長 遠藤



処分の内容

中頓別町・浜頓別町地域公共交通活性化協議会規約の改正

別紙のとおり（第7条 文言の修正）

中頓別町・浜頓別町地域公共交通活性化協議会事務局規程の改正

別紙のとおり（第3条 文言の修正）

処分の事由

事務局の機構改正に伴う文言の修正であり、軽微な変更であると認められること。

中頓別町・浜頓別町地域公共交通活性化協議会規約 新旧対照表

改正案	現行
(事務局) 第7条 協議会の運営に関する事務を行うため、協議会に事務局を置く。 2 事務局は、中頓別町役場内に置く。 3 事務局には事務局長を置き、中頓別町<u>政策経営課長</u>をもって充てる。 4 事務局員には、中頓別町<u>政策経営課</u>の職員及び浜頓別町総務課の職員をもって充てる。 5 前項に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。 附 則 1 この規約は、令和5年1月11日から施行する。 2 この規約は、令和6年5月8日から<u>施行する。</u>	(事務局) 第7条 協議会の運営に関する事務を行うため、協議会に事務局を置く。 2 事務局は、中頓別町役場内に置く。 3 事務局には事務局長を置き、中頓別町<u>総務課参事</u>をもって充てる。 4 事務局員には、中頓別町<u>総務課政策経営室</u>の職員及び浜頓別町総務課の職員をもって充てる。 5 前項に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。 附 則 1 この規約は、令和5年1月11日から施行する。

中頓別町・浜頓別町地域公共交通活性化協議会事務局規程 新旧対照表

改正案	現行
(職員等) 第3条 事務局は事務局長及び事務局員で構成される。 2 事務局長は、中頓別町<u>政策経営課長</u>をもって充てる。 3 事務局員は、中頓別町<u>政策経営課</u>の職員及び浜頓別町総務課の職員をもって充てる。 附 則 この規程は、令和5年1月11日から施行する。 附 則 この規程は、令和5年2月6日から施行する。 <u>附 則</u> <u>この規程は、令和6年5月8日から施行する。</u>	(職員等) 第3条 事務局は事務局長及び事務局員で構成される。 2 事務局長は、中頓別町<u>総務課参事</u>をもって充てる。 3 事務局員は、中頓別町<u>総務課政策経営室</u>の職員及び浜頓別町総務課の職員をもって充てる。 附 則 この規程は、令和5年1月11日から施行する。 附 則 この規程は、令和5年2月6日から施行する。

中頓別町・浜頓別町地域公共交通活性化協議会規約

(設置)

第1条 道路運送法及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の規定に基づき、中頓別町・浜頓別町地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、中頓別町・浜頓別町地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、中頓別町・浜頓別町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域における地域公共交通のあり方に関する事項
- (2) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条に定める地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成及び変更に関する事項
- (3) 交通計画及び交通計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (5) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者により構成し、中頓別町長及び浜頓別町長が委嘱する。

- (1) 中頓別町長が指名する職員
- (2) 浜頓別町長が指名する職員
- (3) 国土交通省北海道運輸局旭川運輸支局 支局長が指名する職員
- (4) 国土交通省北海道開発局稚内開発建設部 部長が指名する職員
- (5) 北海道宗谷総合振興局稚内建設管理部 部長が指名する職員
- (6) 北海道宗谷総合振興局 地域創生部 部長が指名する職員
- (7) 北海道警察枝幸警察署 署長が指名する職員
- (8) 一般乗合旅客自動車運送業者（バス）
- (9) 一般乗用旅客自動車運送業者（ハイヤー・タクシー）
- (10) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の職員
- (11) 住民又は利用者の代表
- (12) 有識者その他協議会が必要と認める者

2 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監査 2人

3 会長、副会長及び監査は相互に兼ねることはできない。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 委員のうち行政機関の職員については、その職にある期間とする。
- (2) 前号以外の委員については、2年とする。ただし、協議会設立時の委員については、令和6年3月31日までとする。
- (3) 欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残存任期とする。
- (4) 委員は再任できる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 会長は、協議会の監査を委員の中から任命する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは会長の職務を代理する。

(監査)

第6条 監査は、協議会の会計監査を行う。

- 2 監査は、会計監査の結果を協議会の会議において報告する。

(事務局)

第7条 協議会の運営に関する事務を行うため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、中頓別町役場内に置く。

3 事務局には事務局長を置き、中頓別町政策経営課長をもって充てる。

4 事務局員には、中頓別町政策経営課の職員及び浜頓別町総務課の職員をもって充てる。

5 前項に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が召集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 会議の議決方法は、出席委員による全会一致を原則とする。ただし、本原則により難しい場合は出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は会長が決するところによる。

5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

6 協議会は、必要があると認めるときは、会員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

7 会議の内容が軽微な場合、又は会議を開催することが困難な場合は、文書による会議とすることができる。

8 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(幹事会の設置)

第9条 協議会は、計画の実施等にあたり、幹事会を設置することができる。

2 幹事会の名称、構成員、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第10条 協議会の経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第11条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

2 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。

3 前項に定めるもののほか、協議会の予算の編成及び現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第12条 委員の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等については、会長が別に定める。

(協議会の解散等)

第13条 協議会が解散したときは、協議会の収支は解散をもって打ち切り、会長が精算する。

(規約の変更)

第14条 この規約を変更する場合は、協議会の承認を得なければならない。

ただし、組織改正に伴う名称変更等の軽微な変更については、会長が専決することができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、会長は、次の会議に報告しなければならない。

附 則

1 この規約は、令和5年1月11日から施行する。

2 この規約は、令和6年5月8日から施行する。

中頓別町・浜頓別町地域公共交通活性化協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、中頓別町・浜頓別町地域公共交通活性化協議会規約第7条の規定に基づき、中頓別町・浜頓別町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関する事項
- (2) 協議会の資料作成に関する事項
- (3) 協議会の庶務に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

(職員等)

第3条 事務局は事務局長及び事務局員で構成される。

2 事務局長は、中頓別町政策経営課長をもって充てる。

3 事務局員は、中頓別町政策経営課の職員及び浜頓別町総務課の職員をもって充てる。

(職員の職務)

第4条 事務局長は、事務局の事務を統括する。

2 事務局員は、事務局の事務に従事する。

(専決事項)

第5条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 事務局の運営に関する事項
- (2) 物品の購入その他協議会の運営に必要な契約の締結に関する事項
- (3) 物品及び現金の出納に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関する事

(文書の取扱い)

第6条 事務局における文書の收受、発送、処理、保存及び公開その他文書の取扱いに関し必要な事項は、中頓別町において定められている取り扱いの例による。

(公印の取扱い)

第7条 協議会の公印の名称、形状、書体、寸法、用途及び個数は、別表のとおりとする。

2 協議会の公印の管理は、事務局長が行うこととし、管守及び取扱いについては、中頓別町において定められている取り扱いの例による。

(雑則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は、中頓別町において定められている取り扱いの例による。

附 則

この規程は、令和 5 年 1 月 11 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 2 月 6 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 5 月 8 日から施行する。

別表(第7条関係)

名称	形状		書体	寸法 (ミリメートル)	用途	個数
中頓別町・浜頓別町地域公共交通活性化協議会 議会 会長印		協 共 頓 中 議 交 別 頓 会 通 町 別 会 活 地 町 長 性 域 ・ 印 化 公 浜	てん書	20×20	一般文書	1

【令和 6 年度事業計画（案）】

（１）デマンドバス（中頓別浜頓別線）に関する協議及び運行

（２）関係機関及び関係事業者の連絡調整及び情報交換

（３）電話予約受付時間の変更

- ・翌日の運行に係る運転手と車両回しの調整に時間を要するため、電話予約受付時間を変更する。

現在【9 時 00 分～18 時 00 分】→ 7 月以降【9 時 00 分～17 時 00 分】

（４）オンライン予約システム（LoCoBuS（ロコバス））の導入

- ・24 時間オンラインで予約できるシステムを導入し、利便性の向上を図る。



新規予約

立花 慎吾 様

予約画面（例）

乗客
立花 慎吾

路線
デマンドバス【中頓別浜頓別線】

予約日
2024-05-29

便
1便: 浜頓別13:25→音威子府行き14:46

乗車する停留所
13:51 中頓別ターミナル

降車する停留所
14:46 音威子府

乗車券
無し

確がい券手帳 ☒ 無し ☐ 有り

領収書 ☒ 不要 ☐ 必要

連絡事項（任意）

（５）その他

資料 6

【令和 6 年度収支予算（案）】

(収入の部)

(単位:円)

項目	R5 予算額	R6 予算額 (案)	差額	備考
負担金	138,000	0	△ 138,000	
補助金	0	0	0	
繰越金	89,530	236,715	147,185	
諸収入	470	285	△ 185	
合計	228,000	237,000	9,000	

(支出の部)

項目	R5 予算額	R6 予算額 (案)	差額	備考
会議費	61,000	26,000	△ 35,000	委員報酬、費用弁償、旅行傷害共済掛金
事務費	21,000	16,000	△ 5,000	口座振込手数料
事業費	186,000	190,000	4,000	チラシ作成
予備費	10,000	5,000	△ 5,000	
諸支出金	0	0	0	
合計	278,000	237,000	△ 41,000	